別記第１号様式（第６条関係）

東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

東神楽町長　様

申請者　　住　所〒

氏　名

生年月日　　年　　月　　日　年齢　　才

　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　（代理申請者）

（※代理人による申請の場合、下記に署名押印）

上記の者を代理人と定め、東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業補助金交付申請に関する手続きを委任します。

委任者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資格の種類 | 大型　・　大型特殊　・　技能講習 |
| 事　業　者証　明　欄 | 申請者が就業し、職務において必要な資格であることを証明する。　　　　　　年　　　月　　　日　～　　年　　　月　　　日現在 |
| 住 所 等 | 〒 　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　-　　　　-　 |
| 名　　称 | 事業者名：代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 教習所 | 名　　称 |  |  |
| 住　　所 | 〒 | 〒 |
| 教習期間 | 年　月　日～　年　月　日 | 年　月　日～　年　月　日 |
| 免許交付 | 年 　月 　日交付（合算して申請する場合は最新の交付日を記載してください） |
| 振　込　先 | 金融機関 | 銀行・信用金庫　　　　　 　　 本店・支店農協　　　　　　　　　　　　 所 |
| ふりがな |  | 口座番号 | 普通　・　当座 |
| 名義人氏名 |  |
| 助　成　金 | 教習料等 (A) 　　　  | 他の補助金額 (B) 　　　　  | 自己負担額 (A)-(B)=(C) |
| 円 | 円 | 　 　　　　　　 　 円 |
| 申請額 (C)×1/2（千円未満切り捨て）　　　　　　　　　 　　　 円　 | ※申請額が限度額を超える場合は、限度を記入 |

添付書類

（１）　資格取得を証明する書類（運転免許証の写し等）

（２）　資格取得に要した費用の領収書の写し

別記第２号様式（第６条関係）

東神楽町町税等確認同意書

年　　月　　日

東神楽町長　様

申請者　　住　所〒

氏　名

東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業補助金交付申請にあたり、私の町税納付状況を町長が納付状況等を閲覧・確認することに同意します。なお確認の結果滞納があった場合は、東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業補助金交付要綱第３条の規定に基づき、対象から外れることに意義ありません。

- - - - - - - - - - - - - - - - - - (以下記入不要) - - - - - - - - - - - - - - - - - -

|  |
| --- |
| 納　税　確　認　結　果 |
| 上記の者の 　年 　月 　日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。□滞納なし　　　　　　　□滞納あり　　　　　　　□徴収猶予あり滞納税目(税額)　　　　　　　　　　(　　　　　　　　　円)(　　　　　　　　　円) |
| 特記事項 |
| 確認者　　　　　　　　課　　　　　　　　　　　　　　 |

別記第３号様式（第７条関係）

東神楽第　　号指令

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　年　　月　　日申請の東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業に対し、金　　　　　　円を補助します。

　ただし、次の事項を守らなければなりません。

　　　　　　年　　月　　日

東神楽町長

1　補助対象事業の内容を変更(町長の定める軽微な変更を除く。)するときは、町長の承認を受けなければなりません。

2　補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。

3　補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければなりません。

4　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

5　補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けた時を含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書を町長に提出しなければなりません。

6　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1)　この補助金を他の用途に使用したとき。

(2)　補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(3)　虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

7　前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければなりません。

8　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。

9　この補助金に関する帳簿及び書類は、補助対象事業の完了後5年間整理保存しなければなりません。

(　　　　　　課　　　　　　　　)

別記第４号様式（第９条関係）

雇用状況報告書

　　　　年　　月　　日

東神楽町長　様

申請者　　住　所〒

氏　名

　　　　年　　月　　日付け　　　指令第　号をもって補助金の交付を受けた　　　　年度東神楽町除雪機械運転免許取得支援事業の対象である運転免許取得者の雇用状況について、関係書類を添えて報告します。

１　添付書類

(1)　運転免許取得者雇用状況調書（別記第５号様式）

(2)　健康保険証（写）等その他雇用が継続していることが確認できる書類

別記第５号様式（第９条関係）

運転免許取得者雇用状況調書

年　　月　　日

東神楽町長　様

申請者　　住　所〒

氏　名

生年月日　　年　　月　　日　年齢　　才

　　　　　　　　　　　　　電話番号

上記の運転免許取得者を雇用していることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　者証　明　欄 | 就業期間 | 年　　　月　　　日　～　　年　　　月　　　日 |
| 住 所 等 | 〒 　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　-　　　　-　 |
| 名　　称 | 事業者名：代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |